

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案について

第 1 改正の内容

県内の各選挙区間における一票の格差の是正を図るため、所要の整備（定数を 51 人から 45 人に改める等）を行うものである。

第 2 施行期日

次の一般選挙から施行する。

議提議案第七号

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

平成三十年六月二十七日

提出者

田中祐治
小林正人
津田健児
今井智広
館直人

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成十八年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「五十一人」を「四十五人」に改める。

第二条の表伊勢市選挙区の項中「四人」を「三人」に改め、同表尾鷲市・北牟婁郡選挙区の項中「二人」を「一人」に改め、同表鳥羽市選挙区の項を次のように改める。

鳥羽市・志摩市選挙区

鳥羽市 志摩市

二人

第二条の表熊野市・南牟婁郡選挙区の項中「二人」を「一人」に改め、同表志摩市選挙区の項を削り、同表多気郡選挙区の項中「二人」を「一人」に改め、同表度会郡選挙区の項中「二人」を「一人」に改める。

附則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

提案理由

県内の各選挙区間における一票の格差の是正を図るため、所要の整備を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

平成30年定例会 提出議案件名一覧表

議案第121号	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
議案第122号	三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案
議案第123号	三重県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例案
議案第124号	三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例案
議案第125号	医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
議案第126号	公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案
議案第127号	工事請負契約の変更について（桑名市五反田事案恒久対策（分-3）工事）
議案第128号	工事請負契約の変更について（一般県道湯の山温泉線湯の山大橋（仮称）上部工工事）
議案第129号	工事請負契約の変更について（一般国道25号（五月橋）橋梁上部工工事）
議案第130号	県道の路線廃止について
議提議案第5号	三重県議会基本条例の一部を改正する条例案 ※6月11日採決済

平成30年定例会6月定例会会議 請願審査結果一覧表

区分	総数	採択	一部採択	不採択	審査中	継続審査	審議未了	その他
新規分	2	1			1			
継続分								
計	2	1			1			

(請願)

(新規分)

所管委員会	受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果	処理経過報告及び結果の報告を求めるもの
総務地域連携	請47号	次期改選までの削減を見据えた議員定数の見直しに係る検討を求めることについて	四日市市中町10番5号 小林 博次 ほか2名	田中 祐治 野口 正 小林 正人 津田 健児	採択	
環境生活農林水産	請48号	主要農作物の種子を守る新たな法律の制定に関する意見書の提出をもとめることについて	津市寿町7-50 農民運動三重県連合会 会長 吉川 重彦 ほか5名	山本 里香 岡野 恵美 稲森 稔尚	審査中	

資料3

平成30年定例会6月定例会会議 意見書案一覧表

平成30年6月

[意見書案]

○議員発議

意見書案第3号 ヘルプマーク等の更なる普及の推進を求める意見書案

意見書案第3号

ヘルプマーク等の更なる普及の推進を求める意見書案

上記提出する。

平成30年6月21日

提出者

山本里香

岡野恵美

倉本崇弘

稲森稔尚

野村保夫

小島智子

田中祐治

大久保孝栄

山内道明

長田隆尚

今井智広

西場信行

ヘルプマーク等の更なる普及の推進を求める意見書案

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、又は妊娠初期の方など外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるヘルプマーク及びそのマークを配したヘルプカードについては、東京都が平成 24 年に作成・配布したのをきっかけに、多くの自治体で、その導入の開始・検討がなされている。特に昨年 7 月に、ヘルプマークが日本工業規格（JIS）として追加され、国としての統一的な規格となってからは、その流れが全国へと広がっている。

このヘルプマーク及びヘルプカードについては、援助や配慮を必要とする方が所持・携帯していることはもちろんのこと、周囲でそのマークを見た人が理解していないと意味を持たないため、今後は、その意味を広く国民に周知し、思いやりのある行動を更に進めていくことが重要となる。

しかしながら、国民全体における認知度はいまだ低い状況にある。また公共交通機関へのヘルプマークの導入など課題も浮き彫りになってきているところである。

よって、本県議会は、政府において、「心のバリアフリー」であるヘルプマーク及びヘルプカードの更なる普及の推進を図るため、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 1 「心のバリアフリー」の推進に関する事業など、自治体が行うヘルプマーク及びヘルプカードに関する情報提供や理解促進の取組に対しての財政的な支援を今後も充実させること。
- 2 関係省庁のホームページや公共広告の活用など、国民への更なる情報提供や理解促進を図ること。
- 3 鉄道事業者など自治体の区域をまたぐような公共交通機関では、自治体間等の連携に課題があり、ヘルプマークの活用が難しい状況にあるため、今後はスムーズな導入が図られるよう、国としての指針を示すこと。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 前田剛志

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

平成30年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その5)

区 分	件 名	概 要																
◎その他議案 (3件) 総務部	公安委員会委員の選任につき同意を得るについて 人事委員会委員の選任につき同意を得るについて 収用委員会委員の選任につき同意を得るについて	<table border="1" data-bbox="758 353 1433 616"> <tr> <td>予 算</td> <td>- 件</td> <td rowspan="6">議案 3件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>報 告 出</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>提 計</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3件</td> <td></td> </tr> </table> 公安委員会委員に次の者を選任するにあたり、警察法第39条第1項の規定に基づき同意を得るもの 川 端 郁 子 人事委員会委員に次の者を選任するにあたり、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき同意を得るもの 竹 川 博 子 収用委員会委員に次の者を選任するにあたり、土地収用法第52条第3項の規定に基づき同意を得るもの 門 脇 美 恵	予 算	- 件	議案 3件	条 例	- 件	その他議案	3件	認 定	- 件	報 告 出	- 件	提 計	- 件		3件	
予 算	- 件	議案 3件																
条 例	- 件																	
その他議案	3件																	
認 定	- 件																	
報 告 出	- 件																	
提 計	- 件																	
	3件																	

検討会設置一覧表

1 大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会

(1) 設置目的

大規模な災害等緊急事態への県議会の対応について、調査及び検討を行うため

(2) 定 数 10人以内

(3) 構成議員 議長が指名する者

(4) 設置期間 当該調査及び検討の終了まで

議員派遣一覧表

1 第12回紀伊半島三県議会交流会議

(1) 派遣目的

紀伊半島地域に係る諸課題について意見交換を行うために開催する「第12回紀伊半島三県議会交流会議」に東紀州選出議員4名及び「新政みえ」、「自由民主党県議団」、「日本共産党」の各会派1名が出席する。

(2) 派遣場所 三重県熊野市

(3) 派遣期間 平成30年7月30日 1日間

(4) 派遣議員	廣 耕太郎 議員	山本 里香 議員
	藤根 正典 議員	大久保孝栄 議員
	東 豊 議員	津村 衛 議員
	中嶋 年規 議員	

2 新名神高速道路三重・滋賀建設促進県民協議会大会

(1) 派遣目的

新名神高速道路の三重県・滋賀県区間の建設を促進し、早期完成を図ることを目的とし、三重県・滋賀県及び関係市町、関係市町議会、関係団体が組織する「新名神高速道路三重・滋賀建設促進県民協議会」が、三重県鈴鹿市において大会を開催するため、参加するものである。

(2) 派遣場所 三重県鈴鹿市

(3) 派遣期間 平成30年8月5日 1日間

(4) 派遣議員	倉本 崇弘 議員	山内 道明 議員
	津村 衛 議員	杉本 熊野 議員
	藤田 宜三 議員	小林 正人 議員
	日沖 正信 議員	水谷 隆 議員
	山本 勝 議員	

6月29日の議事予定

開 議

諸報告

- ・付託議案審査報告書並びに請願審査結果報告書の提出について
- ・意見書案の提出について
- ・議案の配付について

日程第1 議案第121号から議案第130号まで
〔委員長報告、討論、採決〕

日程第2 請願の件〔討論、採決〕

日程第3 意見書案第3号〔討論、採決〕

日程第4 常任委員会の調査事項に関する報告の件

日程第5 特別委員会の調査事項に関する報告の件

日程第6 議提議案第6号〔提案説明、採決〕

日程第7 特別委員会廃止の件

日程第8 議案第131号から議案第133号まで〔提案説明、採決〕

日程第9 検討会設置の件

日程第10 議員派遣の件

休会の件

散 会

議員連盟総会

委員長会議

広聴広報会議

平成30年 定例会日程(案)

月	日	曜	日	程	備 考
9月	7日	金	休 会		議会運営委員会
	8日	土			
	9日	日			
	10日	月	休 会		
	11日	火	休 会		
	12日	水	休 会		
	13日	木	休 会		
	14日	金	本会議	議案上程(9月定例会月会議)	議案聴取会 議会運営委員会
	15日	土			
	16日	日			
	17日	月		(敬老の日)	
	18日	火	休 会		
	19日	水	休 会		
	20日	木	本会議	議案質疑	議会運営委員会
	21日	金	休 会		
	22日	土			
	23日	日		(秋分の日)	
	24日	月		(振替休日)	
	25日	火	本会議	一般質問	
	26日	水	休 会		
	27日	木	本会議	一般質問	
	28日	金	休 会		
	29日	土			
	30日	日			
10月	1日	月	本会議	一般質問	
	2日	火	委員会	予算決算常任委員会(企業会計決算) (予算決算常任委員会総括質疑)	
	3日	水	休 会	全員協議会(経営方針、予算調製方針)	
	4日	木	委員会	付託議案審査[戦略企画雇用経済、防災県土整備企業、 医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会]	
	5日	金	委員会	付託議案審査[総務地域連携、環境生活農林水産、 教育警察の各常任委員会・分科会]	
	6日	土			
	7日	日			
	8日	月		(体育の日)	
	9日	火	委員会	付託議案審査[戦略企画雇用経済、防災県土整備企業、 医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会]	
	10日	水	委員会	付託議案審査[総務地域連携、環境生活農林水産、 教育警察の各常任委員会・分科会]	
	11日	木	休 会	(常任委員会予備日)	
	12日	金	休 会	(委員会等予備日)	
	13日	土			
	14日	日			
	15日	月	本会議	代表質問/予算決算常任委員会(採決)	
	16日	火	休 会		代表者会議 議会運営委員会
	17日	水	本会議	採決 議案上程/ 予算決算常任委員会(一般・特別会計決算)	
	18日	木	休 会		
	19日	金	休 会		
	20日	土			
	21日	日			
	22日	月	休 会		
	23日	火	休 会		
	24日	水	委員会	全員協議会(定期監査結果) 予算決算常任委員会(当初予算編成の基本的な考え方)	
	25日	木	委員会	予算決算常任委員会(当初予算編成の基本的な考え方)	
	26日	金	休 会		
	27日	土			
	28日	日			
	29日	月	休 会		
	30日	火	委員会	予算決算常任委員会(決算総括質疑)	
	31日	水	委員会	予算決算常任委員会分科会[戦略企画雇用経済、 防災県土整備企業、教育警察]	

月	日	曜	日 程	備 考
11月	1日	木	委員会 予算決算常任委員会分科会〔総務地域連携、 環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院〕	
	2日	金	休 会 (委員会予備日)	
	3日	土	休 会 (文化の日)	
	4日	日	休 会	
	5日	月	休 会	
	6日	火	休 会	
	7日	水	休 会	
	8日	木	休 会	代表者会議
	9日	金	休 会	
	10日	土	休 会	
	11日	日	休 会	
	12日	月	休 会	
	13日	火	休 会	
	14日	水	委員会 予算決算常任委員会(一般・特別会計決算採決)	議会運営委員会
	15日	木	休 会	
	16日	金	休 会	
	17日	土	休 会	
	18日	日	休 会	
	19日	月	休 会	
	20日	火	休 会	
	21日	水	本会議 採決 議案上程(11月定例月会議)	議案聴取会 議会運営委員会
	22日	木	休 会	
	23日	金	休 会 (勤労感謝の日)	
	24日	土	休 会	
	25日	日	休 会	
	26日	月	休 会	
	27日	火	本会議 議案質疑	議会運営委員会
	28日	水	休 会	
	29日	木	本会議 一般質問	
	30日	金	休 会	
12月	1日	土	休 会	
	2日	日	休 会	
	3日	月	本会議 一般質問	
	4日	火	休 会	
	5日	水	本会議 一般質問	
	6日	木	委員会 予算決算常任委員会(当初予算要求状況)	
	7日	金	委員会 予算決算常任委員会(当初予算要求状況総括的質疑) (予算決算常任委員会総括質疑)	
	8日	土	休 会	
	9日	日	休 会	
	10日	月	委員会 付託議案審査〔戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、 医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
	11日	火	委員会 付託議案審査〔総務地域連携、防災県土整備企業、 教育警察の各常任委員会・分科会〕	
	12日	水	委員会 付託議案審査〔戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、 医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
	13日	木	委員会 付託議案審査〔総務地域連携、防災県土整備企業、 教育警察の各常任委員会・分科会〕	
	14日	金	休 会 (常任委員会予備日)	
	15日	土	休 会	
	16日	日	休 会	
	17日	月	休 会 (委員会等予備日)	
	18日	火	委員会 予算決算常任委員会(採決)	
	19日	水	休 会	代表者会議 議会運営委員会
	20日	木	本会議 閉会(採決)	

※ 請願陳情の受理

- ・ 9月14日(金) 午後5時
- ・ 11月21日(水) 午後5時

※ 文書による質問ができる期間

- ・ 6月30日～ 9月13日
- ・ 10月18日～11月20日

平成30年(2018年)7月～平成31年(2019年)6月 年間議事予定(案)

H30

H31

平成30年6月28日現在

日	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	日
1	日	水	土	月 一般質問	木 総地・環農・医子分科会(決算)	土	火 (元日)	金	金	月	水	土	1
2	月	木	日	火 予決(企業会計)(予決総括質疑)	金 (委員会予備日)	日	水	土	土	火	木	日	2
3	火	金	月	水 全協(経営方針・予算調製方針)	土 (文化の日)	月 一般質問	木	日	日	水	金 (憲法記念日)	月 議案上程	3
4	水 県内調査(教育)	土	火 県外調査	木 戦歴・防農・医子常任委・分科会	日	火	金	月	月 予決(予算総括質疑)	木	土 (みどりの日)	火	4
5	木 県内調査(教育)	日	水 県外調査	金 総地・環農・教警常任委・分科会	月	水 一般質問	土	火	火 常任委・分科会	金	日 (こどもの日)	水	5
6	金	月 県内調査	木 県外調査	土	火	木 予決(当初要求状況)	日	水	水 常任委・分科会	土	月 (振替休日)	木 代表質問・議案質疑	6
7	土	火 県内調査	金 議運	日	水	金 予決(当初総括的質疑)(予決総括質疑)	月	木 議運	木 常任委・分科会	日	火	金	7
8	日	水 県内調査	土	月 (体育の日)	木 代表者会議	土	火	金	金 常任委・分科会	月	水	土	8
9	月	木	日	火 戦歴・防農・医子常任委・分科会	金	日	水	土	土	火	木 各派世話人会	日	9
10	火	金	月	水 総地・環農・教警常任委・分科会	土	月 戦歴・環農・医子常任委・分科会	木	日	日	水	金 開会 各派世話人会	月 一般質問	10
11	水	土 (山の日)	火	木 (常任委員会予備日)	日	火 総地・防農・教警常任委・分科会	金	月 (建国記念の日)	月 (常任委員会予備日)	木	土	火	11
12	木	日	水	金 (委員会等予備日)	月	水 戦歴・環農・医子常任委・分科会	土	火 全協(当初予算)	火 (委員会等予備日)	金	日	水 一般質問	12
13	金 予決(成果レポート)	月	木	土	火	木 戦歴・防農・教警常任委・分科会	日	水	水 予決(採決)	土	月 各派世話人会	木	13
14	土	火	金 議案上程	日	水 予決(採決)議運	金 (常任委員会予備日)	月 (成人の日)	木 議案上程	木 代表者会議・議運	日	火 各派世話人会	金 一般質問	14
15	日	水	土	月 代表質問 予決(採決)	木	土	火	金 議案聴取会	金 閉会(採決)	月	水 役員改選	土	15
16	月 (海の日)	木	日	火 代表者会議・議運	金	日	水	土	土	火	木	日	16
17	火	金	月 (敬老の日)	水 採決・議案上程 予決(一般・特別会計)	土	月 (委員会等予備日)	木 開会	日	日	水	金	月 (予決総括質疑)	17
18	水 県内調査	土	火	木	日	火 予決(採決)	金	月	月	木	土	火 常任委・分科会	18
19	木 県内調査	日	水	金	月	水 代表者会議・議運	土	火	火	金	日	水 常任委・分科会	19
20	金 県内調査	月	木 議案質疑	土	火	木 閉会(採決)	日	水 代表質問・議案質疑	水	土	月 代表者会議	木 常任委・分科会	20
21	土	火	金	日	水 採決・議案上程	金	月	木	木 (春分の日)	日	火	金 常任委・分科会	21
22	日	水	土	月	木	土	火	金 一般質問	金	月	水 常任委(所管説明)	土	22
23	月	木	日 (秋分の日)	火	金 (勤労感謝の日)	日 (天皇誕生日)	水	土	土	火	木 常任委(所管説明)	日	23
24	火	金	月 (振替休日)	水 全協(定期監査結果) 予決(当初予算の考え方)	土	月 (振替休日)	木	日	日	水	金 常任委(所管説明)	月 (常任委員会予備日)	24
25	水	土	火 一般質問	木 予決(当初予算の考え方)	日	火	金	月	月	木	土	火 (委員会等予備日)	25
26	木	日	水	金	月	水	土	火 一般質問	火	金	日	水 予決(採決)	26
27	金	月	木 一般質問	土	火 議案質疑	木	日	水 追加議案上程	水	土	月 議運	木 代表者会議・議運	27
28	土	火 県外調査	金	日	水	金	月	木 一般質問・質疑	木	日	火	金 採決	28
29	日	水 県外調査	土	月	木 一般質問	土	火		金	月 (昭和の日)	水 特別委(活動計画)	土	29
30	月	木 県外調査	日	火 予決(決算総括質疑)	金	日	水		土	火 各派世話人会	木	日	30
31	火	金 代表者会議		水 戦歴・防農・教警分科会(決算)		月	木 代表者会議		日		金		31

27

- 本会議開催日
- 議決休会日
- 休日休会日

平成 30 年 6 月 28 日
執行部説明資料

条例等の一部改正における「新旧対照表方式」の導入について

1 概要

県民目線に立ってより分かりやすい改正方式とすることを第一に、条例、規則等の一部改正において新旧対照表方式を導入することとし、別紙スケジュール(案)に基づき、条例案については平成 30 年 11 月定例会月会議提案分から、規則、告示等については平成 30 年 12 月 1 日付け公報掲載分から新旧対照表方式とするよう導入へ向けた準備を進めていくこととします。

2 現状

三重県では、条例、規則及び法令形式の告示を改正する場合、法律、政令の改正と同様に「改め文方式」により行う（三重県公文例規程(昭和 35 年三重県訓令第 15 号)）こととしており、34 都道府県でも採用されています。

一方、平成 12 年の地方分権一括法の施行を契機として、住民に分かりやすい法令等の改正手法として「新旧対照表方式」が導入され、12 府県で採用されているほか、国の一部の省令改正でも新旧対照表方式が使用されているところです。

※新旧対照表方式を採用している府県（岩手県、栃木県、新潟県、静岡県、大阪府、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、佐賀県、長崎県、宮崎県）

3 改正方式の比較

「改め文方式」と「新旧対照表方式」には、それぞれ次のような特徴があります。

	改め文方式	新旧対照表方式
改正内容の わかりやすさ	・簡易な改正であればわかりやすいが、複雑な改正になるとわかりにくい	・改正の対比がわかりやすい ・表の内容等の細かな部分の改正はわかりにくい
ボリューム (議案・公報)	・新旧対照表方式に比べてボリュームは少ない	・改め文方式に比べてボリュームは増える

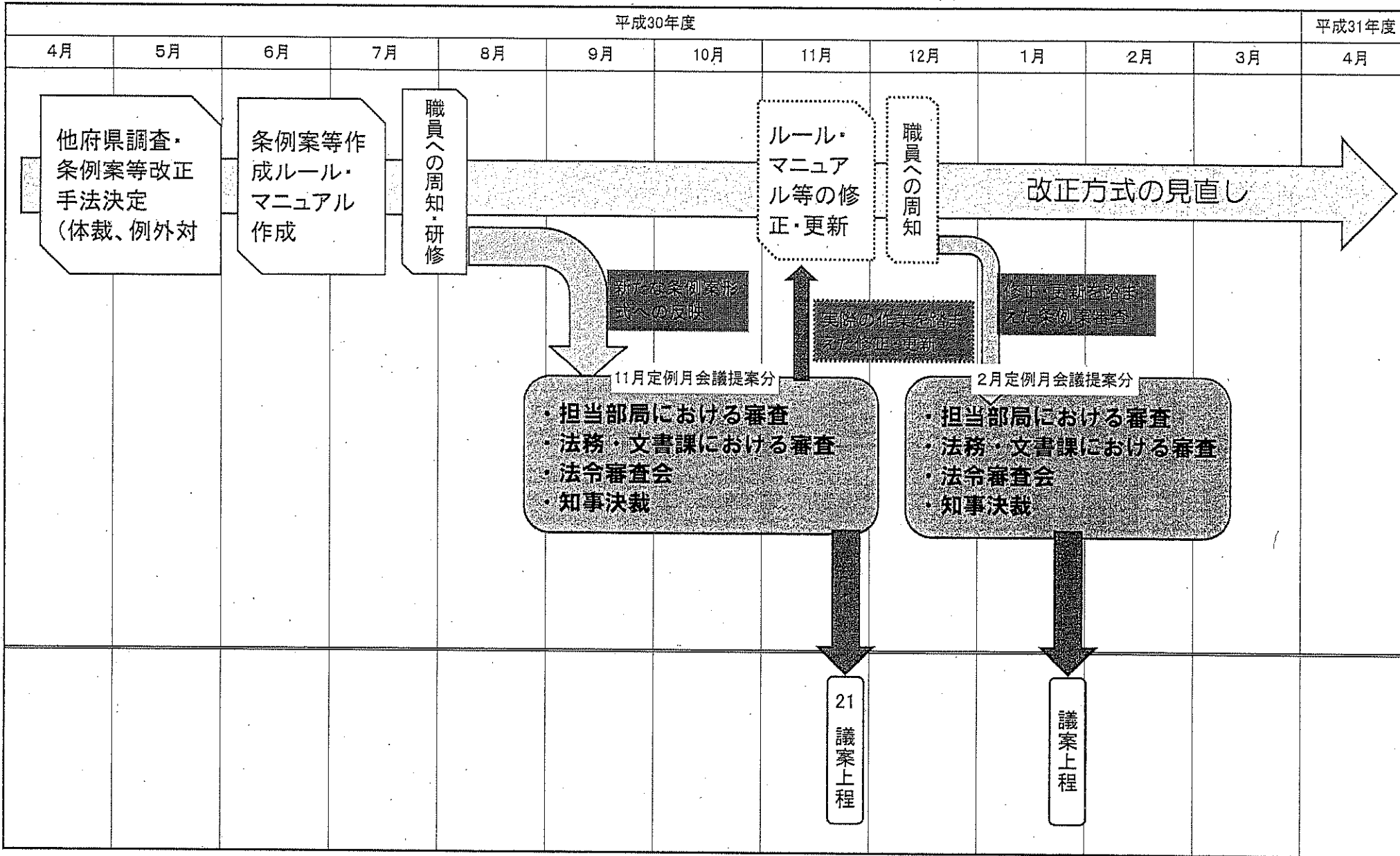
4 具体的な条例案の提案形式

- ・ 原則として新旧対照表方式とします。
- ・ ただし、県民にとって一部改正条例の内容を分かりやすくお伝えするという観点から、新旧対照表方式ではかえって改正内容がわかりにくくなるような場合（別表を新たに定めるとき、表の形式が新旧対照表に配置すると見づらくなる時等）には、新旧対照表方式と改め文方式を併用することとします。

（併用方式については、新旧対照表方式を導入している 12 府県中、11 府県で採用されています。）

- ・ なお、新旧対照表方式の導入により、従来、議案聴取会部長説明概要に添付していた新旧対照表は省略します。

条例等の改正方式の見直しに係るスケジュール(案)



【改め文方式（別表の追加を含む場合）】

議案第〇〇号

×××三重県〇〇条例の一部を改正する条例案

×右×提×出×す×る。

××平成〇〇年〇〇月〇〇日

三重県知事×〇×〇×〇×〇×〇×

×××三重県〇〇条例の一部を改正する条例

×三重県〇〇条例（平成〇年三重県条例第〇号）の一部を次のように改正する。

×第一条中「▲▲▲▲」を「▲▲▲」に改め、「▲▲」を削る。

×別表を次のように改める。

別表（第〇条関係）

▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲
▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲
▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲

×××附×則

×この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。



【新旧対照表方式（改め文方式との併用）】

議案第〇〇号

×××三重県〇〇条例の一部を改正する条例案

×右×提×出×す×る。

××平成〇〇年〇〇月〇〇日

三重県知事×〇×〇×〇×〇×〇×

×××三重県〇〇条例の一部を改正する条例

×三重県〇〇条例（平成〇年三重県条例第〇号）の一部を次のように改正する。

×次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
×（・・・）		×（・・・）
第一条×〇〇〇▲▲〇〇〇〇〇〇		第一条×〇〇〇▲▲▲▲▲〇〇〇〇〇〇
2（略）		2（略）

×別表を次のように改める。

別表（第〇条関係）

▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲
▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲
▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲

×××附×則

×この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。

議案第百五十五号

三重県医師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例案
右提出する。

平成二十九年十一月二十二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県医師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例
三重県医師修学資金返還免除に関する条例（平成十六年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又は医師の専門性に関する研修（次項において「専門研修」という。）を削り、「規則で定めるへき地医療機関等（以下「へき地医療機関等」という。）、「救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条第一項の規定により告示された県内の病院（以下「救急病院」という。）若しくは規則で定める救急医療機関等（以下「救急医療機関等」という。）又は後期臨床研修プログラムを「キャリア形成プログラム」に改め、「以下同じ。」を削り、「必要勤務期間従事するに至った」を「従事した場合であつて、当該臨床研修及び医師業務に従事した期間を合算した期間が九年に達した」に改め、同条第二項を削り、同条第三項第二号中「前項第三号の救急病院従事者若しくは救急医療機関等従事者又は同項第四号の後期臨床研修プログラムに基づき勤務する医療機関従事者が、」を削り、「救急病院若しくは救急医療機関等又は後期臨床研修プログラムに基づき勤務する医療機関における業務」を「医師業務」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

附則

（施行期日）

1. この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2. 改正後の三重県医師修学資金返還免除に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に修学資金の貸与が決定される者の修学資金について適用し、施行日前に修学資金の貸与が決定された者（以下「旧貸与決定者」という。）の修学資金については、なお従前の例による。

3. 旧貸与決定者で貸与された修学資金を返還していないものうち、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項の規定による臨床研修（以下「臨床研修」という。）を修了していない者であつて、新条例第二条の規定による修学資金の返還及び利息の支払の免除を希望し、臨床研修を修了するまでの間にその旨を知事に申し出たものにあつては、前項の規定にかかわらず、当該旧貸与決定者に係る全ての修学資金について新条例の規定を適用する。

4. 旧貸与決定者で貸与された修学資金を返還していないものうち、この条例の施行の際現に改正前の三重県医師修学資金返還免除に関する条例（以下「旧条例」という。）第二条第二項第三号の救急病院従事者若しくは救急医療機関等従事者又は同項第四号の後期臨床研修プログラムに基づき勤務する医療機関従事者（旧条例第二条第三項の規定により当該業務の継続性を中断しないものとされる者を含む。）である者であつて、新条例第二条の規定による修学資金の返還及び利息の支払の免除を希望し、施行日から六

月以内にその旨を知事に申し出たものにあつては、附則第二項の規定にかかわらず、当該旧貸与決定者に係る全ての修学資金について新条例の規定を適用する。この場合において、旧条例第二条第一項の医師業務に従事した期間は、新条例第二条第二項の規定にかかわらず、同項の医師業務従事の継続性を中断しないものとし、同条第一項の医師業務に従事した期間とみなす。

提案理由

国の制度改正に対応するため、医師修学資金の返還免除についての規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第〇〇〇号

三重県医師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

三重県知事 鈴木英敬

三重県医師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例

三重県医師修学資金返還免除に関する条例(平成十六年三重県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(返還の当然免除)</p> <p>第二条 知事は、別に定める医師の修学資金(以下「規則」という。)の貸与に関する規則(以下「規則」という。)に基づき大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学をいう。)における修学のための資金の貸与を受けた者(以下「資金の貸与を受けた者」という。)が医師の免許取得後直ちに医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十六条の二第一項の規定による臨床研修(以下「臨床研修」という。)を県内の臨床研修を行う病院で修了し、引き続きキャリア形成プログラム(臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技術を修得するために、県が設置する三重県地域医療支援センターにおいて作成されるもので、知事が承認したものをいう。)に基づき勤務する医療機関における業務(以下「医師業務」という。)に従事した場合であつて、当該臨床研修及び医師業務に従事した期間を合算した期間が九年に達したときは、当該資金の返還及び利息の支払の全部を免除するものとする。</p>	<p>(返還の当然免除)</p> <p>第二条 知事は、別に定める医師の修学資金(以下「規則」という。)の貸与に関する規則(以下「規則」という。)に基づき大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学をいう。)における修学のための資金の貸与を受けた者(以下「資金の貸与を受けた者」という。)が医師の免許取得後直ちに医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十六条の二第一項の規定による臨床研修(以下「臨床研修」という。)又は医師の専門性に関する研修(次項において「専門研修」という。)を県内の臨床研修を行う病院で修了し、引き続き規則で定める(き)地医療機関等(以下「(き)地医療機関等」という。)、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条第一項の規定により告示された県内の病院(以下「救急病院」という。)若しくは規則で定める救急医療機関等(以下「救急医療機関等」という。)又は後期臨床研修プログラム(臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技術を修得するために、県が設置する三重県地域医療支援センターにおいて作成されるもので、知事が承認したものをいう。以下同じ。)に基づき勤務する医療機関における業務(以下「医師業務」という。)に必要勤務期間従事するに至ったときは、当該資</p>

<p>3 (略)</p> <p>2 資金の貸与を受けた者が、次の各号のい ずれかに該当する場合は、当該期間は医師 業務従事の継続性を中断しないものとし る。ただし、当該期間は、医師業務に従事 した期間には算入しないものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 医学に関する専門知識の修得を目的 とする修学のため<u>医師業務</u>に従事でき ないとき。ただし、当該期間は、二年間 (規則で定める場合は、その定める期 間)を限度とする。</p>	
<p>4 (略)</p> <p>2 前項の必要勤務期間は、次の各号の区分 に応じ、それぞれ当該各号に定める期間と し、臨床研修及び専門研修の期間を含むも のとする。</p> <p>一 (き地医療機関等従事者(小児科又は 産婦人科) 専門研修二年間を含む六年 間</p> <p>二 (き地医療機関等従事者(内科又は外 科) 専門研修一年間を含む七年間</p> <p>三 救急病院従事者又は救急医療機関等 従事者 十年間</p> <p>四 後期臨床研修プログラムに基づき勤 務する医療機関従事者 八年間</p> <p>3 資金の貸与を受けた者が、次の各号のい ずれかに該当する場合は、当該期間は医師 業務従事の継続性を中断しないものとし る。ただし、当該期間は、医師業務に従事 した期間には算入しないものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前項第三号の救急病院従事者若しく は救急医療機関等従事者又は同項第四 号の後期臨床研修プログラムに基づき 勤務する医療機関従事者が、医学に関す る専門知識の修得を目的とする修学の ため救急病院若しくは救急医療機関等 又は後期臨床研修プログラムに基づき 勤務する医療機関における業務に従事 できないとき。ただし、当該期間は、二 年間(規則で定める場合は、その定める 期間)を限度とする。</p>	<p>2 前項の必要勤務期間は、次の各号の区分 に応じ、それぞれ当該各号に定める期間と し、臨床研修及び専門研修の期間を含むも のとする。</p> <p>一 (き地医療機関等従事者(小児科又は 産婦人科) 専門研修二年間を含む六年 間</p> <p>二 (き地医療機関等従事者(内科又は外 科) 専門研修一年間を含む七年間</p> <p>三 救急病院従事者又は救急医療機関等 従事者 十年間</p> <p>四 後期臨床研修プログラムに基づき勤 務する医療機関従事者 八年間</p> <p>3 資金の貸与を受けた者が、次の各号のい ずれかに該当する場合は、当該期間は医師 業務従事の継続性を中断しないものとし る。ただし、当該期間は、医師業務に従事 した期間には算入しないものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前項第三号の救急病院従事者若しく は救急医療機関等従事者又は同項第四 号の後期臨床研修プログラムに基づき 勤務する医療機関従事者が、医学に関す る専門知識の修得を目的とする修学の ため救急病院若しくは救急医療機関等 又は後期臨床研修プログラムに基づき 勤務する医療機関における業務に従事 できないとき。ただし、当該期間は、二 年間(規則で定める場合は、その定める 期間)を限度とする。</p>

附 則

1 (施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の三重県医師修学資金返還免除に関する条例(以下「新条例」という。)の規
定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に修学資金の貸与が決定さ
れる者の修学資金について適用し、施行日前に修学資金の貸与が決定された者(以下「旧

貸与決定者」という。)の修学資金については、なお従前の例による。

3 旧貸与決定者で貸与された修学資金を返還していないものうち、医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十六条の二第一項の規定による臨床研修(以下「臨床研修」という。)を修了していない者であつて、新条例第二条の規定による修学資金の返還及び利息の支払の免除を希望し、臨床研修を修了するまでの間にその旨を知事に申し出たものにあつては、前項の規定にかかわらず、当該旧貸与決定者に係る全ての修学資金について新条例の規定を適用する。

4 旧貸与決定者で貸与された修学資金を返還していないものうち、この条例の施行の際現に改正前の三重県医師修学資金返還免除に関する条例(以下「旧条例」という。)第二条第二項第三号の救急病院従事者若しくは救急医療機関等従事者又は同項第四号の後期臨床研修プログラムに基づき勤務する医療機関従事者(旧条例第二条第三項の規定により当該業務の継続性を中断しないものとされる者を含む。)である者であつて、新条例第二条の規定による修学資金の返還及び利息の支払の免除を希望し、施行日から六月以内にその旨を知事に申し出たものにあつては、附則第二項の規定にかかわらず、当該旧貸与決定者に係る全ての修学資金について新条例の規定を適用する。この場合において、旧条例第二条第一項の医師業務に従事した期間は、新条例第二条第二項の規定にかかわらず、同項の医師業務従事の継続性を中断しないものとし、同条第一項の医師業務に従事した期間とみなす。

提案理由

国の制度改正に対応するため、医師修学資金の返還免除についての規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

電力需給ひっ迫時の対応方針

中部、関西エリアにおいて、厳しい電力需給状況が継続することが予想され、電力会社から節電要請のあった場合や、政府から「電力需給ひっ迫警報」が発令された場合には、危機管理統括監をトップとする「電力需給ひっ迫連絡会」等により県庁内で情報共有し、各エリアのひっ迫度に応じ、それぞれの庁舎（病院やライフライン、文化施設等を除く）において、以下の２段階の対応を行います。

1 第 1 段階

(1) 状況

厳しい需給状況（使用率 95% 超過（予備率 5% 下回る））の継続が予想され電力会社から節電要請があるとき

(2) 県の対応

- ①（夏季の場合）空調（電気式）の設定温度を 1℃ 上げます（28℃⇒29℃）。
- ②（冬季の場合）空調（電気式）の設定温度を 1℃ 下げます（19℃⇒18℃）。
- ③ 1 台を除き、エレベータを停止します。
- ④ 照明を 1/2 とします。

2 第 2 段階

(1) 状況

政府から「電力需給ひっ迫警報」*が発令され、非常に厳しい需給状況（使用率 97% 超過（予備率 3% 下回る））が継続することが予想される時

※ 大規模な電源の脱落等により、万が一、電力需給のひっ迫が予想される場合は、停電等を回避するため、政府から事前に「電力需給ひっ迫警報」が発令されます。

(2) 県の対応

- ① 空調（電気式）を停止します（業務にあたって必要最低限のものを除く）。
- ② 照明を全て消します（業務にあたって必要最低限のものを除く）。
- ③ 該当する市町へ情報提供します。

3 共通事項

地域機関との情報共有は、各総合庁舎にあつては、総務部（管財課）、その他の単独庁舎にあつては、関係各部が対応します。

また、情報、通信機器等の安定のため、個別の空調システムにより温度等の管理を行っている箇所・施設については、引き続き空調を運転します。

なお、職員や来庁者等が、健康被害等を起こした場合に備えて、空調が可能な部屋等を確保するなど、健康管理に配慮します。

電力需給ひっ迫時における本会議、委員会の対応について（案）

1 第1段階（供給予備率5%未満）となった場合

【本会議】

- ① 照明を1/2～1/3程度に減灯する。
- ② 空調の設定温度を29℃とする。

【委員会】

- ① 委員会室の照明は外光の状況等により1/2～3/4程度、全員協議会室は1/2程度に減灯する。
- ② 空調の設定温度を29℃とする。

2 第2段階（供給予備率3%未満）となった場合

【本会議】

- ① 原則として、第1段階の対応を行ったうえで議事を継続する。
- ② 県内で停電が発生するなど電力需給が著しくひっ迫している場合であつて、議長が必要と認めたときは、議会運営委員会を開催して延会等の要否を協議する。
- ③ 上記②の対応は議事日程の区切りで行う。ただし、質疑、質問中にあつては質疑・質問者の区切りで行う。

【委員会】

- ① 原則として、第1段階の対応を行ったうえで議事は継続する。
- ② 県内で停電が発生するなど電力需給が著しくひっ迫している場合であつて、委員長が必要と認めたときは、閉会等の要否を委員会に諮る。

